特集

# 琴和ちょぼら除雪隊

## －琴和町内会除雪ボランティアの取組み－

今回は町内会で取り組まれている除雪活動を紹介します。

琴和町内会では平成18年頃より町の除雪ヘルパー派遣事業を依頼している24件のご自宅について、12月から3月まで月1回、独自で除雪作業を行っています。

そこで今回は、町内会で組織する除雪ボランティア隊「琴和ちょぼら除雪隊」の除雪活動について取材をさせていただきました。

### 除雪ボランティア隊

この名前の意味は、「ちょっとしたぼらんてぃあ」を縮めて「ちょぼら」と名付けたそうで、町内会の会員40名で組織されています。最年少は28歳、最年長は82歳（平均年齢65歳）と幅広い年齢層の方々で組織されております。

1月20日（日）、あいにく天候は曇りでしたが久しぶりの穏やかな天候の中、午前9時頃から琴和福祉会館に集まった30名の隊員たちは、会長から挨拶の後、前日に現場確認を行っていた幹事長から各現場の状況について説明を受けるなど打ち合わせを行っていました。

9時半過ぎには各班に分かれ担当現場のお宅へそれぞれ徒歩や自家用車を乗り合わせて向かって行きました。

居住者に声を掛けるちょぼら隊

同行したA班は溝口彊さん（70）、石谷政博さん（72）、谷井公三さん（65）、鈴木勉さん（66）、高田政治さん（69）、岩田佳博さん（53）の6名体制で、二手に分かれて別々の現場で作業を行いました。

窓周辺を除雪する隊員たち

1件目は夫婦二人暮らしのお宅でした。作業前に必ず入居者に声を掛け、ちょぼら隊が除雪に来たことを告げてから開始します。除雪箇所は玄関周りや窓などを除雪し、30分ほどで終えました。次の現場へは道具を持って徒歩で移動しました。

3件目はご婦人一人暮らしのお宅でした。玄関横から奥へ除雪しながら道を付け、灯油タンクに積もった雪の除雪です。また、玄関上部の屋根の雪庇を降ろすなどの配慮をしていました。

A班の担当件数は10件で、除雪の必要がない家でも、居住者と対話をしながら現場の確認をしました。

最後の現場でA班全員が合流し、積雪ですっかり隠れていた窓の周辺を全員で除雪しました。

灯油タンクまで道付け

予定した全ての現場を2時間程で周り終え、琴和福祉会館に戻ると、帰りを待っていた女性会員から暖かい飲み物が振舞われました。A班が戻った時には既に他の班は作業を終え、会館の除雪も終わっていました。

## 初めは手探りで実施

町内会長（大河原哲朗さん）と幹事長（細川俊夫さん）に発足の経緯などを伺いました。

町内会では8年前から、自宅の除雪作業が出来ずに困っているとの声が方々で出ていると聞いていました。それまでの方法は、町事業の「除雪ヘルパー派遣事業」の活用を紹介するのみでしたが、それだけでは十分ではなかったことから、町内会で何とかできないかと立ち上がったのがちょぼら隊の始まりでした。

発足当時から登録されている方々は一人も抜けることなく今も隊員として活動されています。また、参加者も少しずつですが増えてきたこともあり、今後も当活動を続けていきたいと思っています。

出発前に打合せする隊員たち

隊員のみなさんは自宅の除雪と両立させながら、無理のないよう月1回2時間程度の作業を常に心がけています。

除雪の必要がない場合でも、必ず声を掛けて各家庭の状況把握にも努めています。

また、除雪作業を通じて町内会の方々へお手伝いすることで、町内会の一員である自覚も生まれてくるようですし、同じ目的を達成していく中で隊員同士の絆が生まれていることも喜ばしいことです。

「私たちがいま町内会の人たちの為に協力するということは、いずれこの町内会にお世話になる訳ですから、助け合いの気持ちを持ち続けていくことで、これからの世代にも受け継いでいきたいと願っています」と、幹事長の細川氏も話して下さいました。町には約１００もの町内会があり、年々、高齢化が進み、同じような悩みを抱えているところがほとんどでしょう。昔から人の出入りが多いこの町の特徴が町内会活動を困難にさせている要因であることも事実ではありますが、一人でも多くの人たちに琴和町内会の取組みを知っていただき、今後の町内会活動の参考として頂ければ幸いです。

町では、琴和町内会の除雪ボランティアなどのボランティア活動に取り組む町内会に対し、ボランティア活動保険の保険料（1人年間２８０円）を補助しています。

隊員を支える女性ボランティア「虹の会」の会員

今回参加した琴和ちょぼら除雪隊のみなさん

### 除雪ヘルパー派遣事業って？

高齢者や障がいのある方の除雪のお手伝いとして、玄関先や通路、窓周りなど日常生活に支障があると認められる範囲について1シーズン（12月～3月）に限りヘルパーを派遣する制度です。

●対象世帯①世帯全員70歳以上の世帯
②65歳以上の高齢者と障がい者又は病弱者、障がい者と病弱者で構成される世帯
③世帯全員が障害者の世帯

※対象外の規定などについてはお問い合わせください。
※申請については担当の民生委員にご相談ください。

問い合わせ先／町保健福祉課地域包括支援センター　☎23－０１００